

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例を別記のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施
行に伴う規定整備を行うため。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例（令和6年伊丹市条例第 号）

次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

- (1) 伊丹市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年伊丹市条例第2号）第5条
- (2) 伊丹市水道事業，工業用水道事業および下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年伊丹市条例第3号）第6条
- (3) 伊丹市自動車運送事業の設置等に関する条例（昭和42年伊丹市条例第4号）第5条
- (4) 伊丹市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成25年伊丹市条例第42号）第6条

付 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。